

## 検討事項案その19 (仲裁法制に関するとりまとめについて〔その2〕)

### 【目次】

#### 仲裁判断及び仲裁手続の終了について

- 1 仲裁判断のよるべき準則について
  - 2 仲裁判断書の預置制度の存廃について
- #### 仲裁判断の取消しの裁判について
- 1 仲裁判断の取消原因等について
  - 2 仲裁判断取消しの裁判の審理の在り方について
  - 3 仲裁判断取消しの裁判の申立てを受けた裁判所のとり得る措置について
  - 4 裁判所の決定に対する不服申立て等について
- #### 仲裁判断の承認及び執行について
- 1 仲裁判断の効力について
  - 2 仲裁判断の執行許否の裁判の申立てについて
  - 3 仲裁判断の執行許否の裁判の係属中に仲裁判断取消しの裁判の申立てがされた場合の審理等について
  - 4 仲裁判断の執行許否の裁判の中止等について

#### 仲裁判断及び仲裁手続の終了について

- 1 仲裁判断のよるべき準則について

【参照】中間とりまとめ第1編第6〔1〕

#### モデル法第28条

仲裁廷が紛争の実体(本案)について仲裁判断をするに当たり、よるべき準則について、次のとおりとするものとする。

- 1 仲裁廷は、当事者が紛争の実体に適用するものとして指定した法律その他の準則により仲裁判断をし〔紛争を解決し〕なければならない。ある国の法律又は法体系の指定は、準拠法を定める法律を指定したものと明示していない限り、その国の仲裁の対象である事項に適用されるべき法律を直接に指定したものとみなす。
- 2 当事者が法律その他の準則を指定しないときは、仲裁廷は、紛争の実体に最も密接な関係がある国の法律を適用して仲裁判断をしなければならない。
- 3 仲裁廷は、当事者が明示して指定したときに限り、衡平及び善により仲裁判断をしなければならない。
- 4 仲裁廷は、契約で定められたところに従って仲裁判断をしなければならず、また、取引に適用される商慣習を考慮しなければならない。

【説明】

- 1 枠内 1 及び 3 の規律は、モデル法第 28 条第 1 項及び第 3 項とほぼ同様であり、意見結果においても、モデル法に準拠した規律とすることについては概ね異論のなかったところである。
- 2 中間とりまとめ第 1 編第 6〔1〕3 においては、当事者が仲裁判断のよるべき準則を指定しない場合の規律につき、仲裁廷は相当と認める抵触規則により決定される法に従って仲裁判断をしなければならないものとする A 案と、仲裁廷は仲裁の目的たる権利又は義務が最も密接に関連している国の法に従って仲裁判断をしなければならないものとする B 案を示していたところ、意見結果においては、A 案と B 案とがほぼ拮抗していた。  
A 案は、モデル法の採用する立場、B 案は、ドイツ法や韓国法の採用する立場であるところ、枠内 2 は、最近の立法としては、B 案の例が多いこと、予測可能性や法的安定性の確保のためには B 案の方が優れていると考えられることから、B 案を採用したものである。
- 3 モデル法第 28 条第 4 項においては、仲裁廷は契約の定めに従って判断し、商慣習を考慮しなければならないとされているところ、枠内 4 はこの考え方を採用したものである。

## 2 仲裁判断書の預置制度の存廃について

【参照】中間とりまとめ第1編第6〔4〕3

公催仲裁法第799条第2項

仲裁判断書の預置制度は、これを廃止するものとするかどうか。

### 【説明】

意見結果においては、仲裁判断書の預置制度を廃止して差し支えないとする意見が多かったが、これを存続すべきであるとする意見もみられた。仲裁判断書原本を確実に保管する手段として、預置制度によることの効率性等も考慮しつつ、方針を確定する必要がある。

### 仲裁判断の取消しの裁判について

## 1 仲裁判断の取消原因等について

【参照】中間とりまとめ第1編第7〔2〕

モデル法第34条第2項、ニューヨーク条約第5条第1項(a)

- 1 仲裁判断の取消原因は、モデル法第34条第2項所定の事由と同様のものとする。ただし、次の(1)、(2)に従うものとする。
- (1) 仲裁契約の締結能力についての規律に関しては、ニューヨーク条約第5条（執行拒絶原因）第1項(a)に準じ、「当事者が、仲裁契約を締結する時に、その当事者に適用される法令により当該仲裁契約を締結する能力を有しなかったこと」が取消原因となるものとする。
- (2) 「仲裁廷の構成又は仲裁手続が当事者間の合意又は仲裁法の規定に従っていなかったこと」については、その瑕疵が重大なものに限る等の限定は付さないものとする。

(注) (2)の規律は、後記2の案と相関する。仲裁廷の構成又は仲裁手続に関する瑕疵がある場合には必ず仲裁判断を取り消すべきものとするれば、実質的妥

当性を担保するためには、軽微で仲裁判断に影響しなかったような瑕疵は取消原因とはならないとする構成が求められよう。逆に、取消原因としてこの点を明示しない場合には、瑕疵の重大性、仲裁判断との因果関係等を考慮して仲裁判断を取り消すべきか否かを決するとするのが素直な構成といえよう。

- 2 裁判所は、取消原因がある場合にも、その軽重、仲裁判断との因果関係等を考慮して、裁量により、申立てを棄却することができるものとする。

#### 【説明】

##### 1 (仲裁契約の当事者の契約締結能力の規律について)

仲裁契約の当事者の契約締結能力についての規律に関し、ニューヨーク条約第5条第1項(a)においては、「その当事者に適用される法令により」判断するとされていたが、モデル法第34条第2項(a)(i)においては、この文言が削除され、単に「a party...was under some incapacity」と規定された。これは、ニューヨーク条約第5条第1項(a)の文言があると、当該当事者の本国法、住所地法などを問題にする余地があると解される懸念があるとして、そのような解釈が意図されていないことを明らかにする趣旨に基づいたものである。

しかし、ドイツ法は、モデル法の規律にはこの点についての抵触規定がなく、空白があるとして、ニューヨーク条約第5条第1項(a)と同様に、「この者にとり基準となる法令により」契約締結能力の有無を判断するものとしている。

枠内1(1)の案は、同様の考え方により、仲裁契約の締結能力に関し、「その当事者に適用される法律により」判断するとするものである。

##### 2 (仲裁判断に取消原因が存する場合の処理について)

(1) 取消原因が存すると認められる仲裁判断の取扱いについて、モデル法上は、裁判所が瑕疵の程度等を考慮して、裁量により、申立てを棄却できると解されている。

(2) これに対し、ドイツ法では、取消原因が存する場合には必要的に仲裁判断を取り消すものとし、ただ、「仲裁廷の構成又は仲裁手続が当事者間の合意又は仲裁法の規定に従っていなかったこと」については、それが仲裁判断に影響

響を与えたことが取消原因になるとしており、これによれば、裁判所が実質的な判断を行い、瑕疵が仲裁判断に影響を与えなかったと認める場合（通常は、瑕疵が軽微である場合が該当しよう。）には取消しの申立てを棄却することが許容されると解される。

- (3) 中間とりまとめにおいて示された案（中間とりまとめ第1編第7〔2〕1(4)参照）は、ドイツ法の考え方にならったものであるが、枠内1(2)の案は、モデル法と同様の規律とすることとし、仲裁廷の構成又は仲裁手続に関する瑕疵について、重大なものに限るとの限定を付さないものとするを提案するものである。
- (4) 枠内2の案によった場合には、モデル法上は、仲裁判断の承認及び執行の裁判についても同様に裁判所の裁量権が認められると解されていることから、理論上は、仲裁判断取消しの裁判と仲裁判断の承認及び執行の裁判とで不統一が生ずることは否定されない。しかしながら、実際にはこのような事態が生ずることはまれであろう。また、後記 3に示すとおり、仲裁判断の承認及び執行の裁判の係属中に仲裁判断取消しの裁判の申立てがされた場合には、当事者にその旨の通知義務を課すものとするれば、この通知を契機とする移送等の実務上の工夫により、不都合は避け得るものと解される。

## 2 仲裁判断取消しの裁判の審理の在り方について

### 【参照】中間とりまとめ第1編第7

仲裁判断取消しの裁判の審理の在り方について、当事者の手続保障の見地から、口頭弁論をすることを定めた場合を除き、当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日において当事者を審尋しなければならず、口頭弁論をしない場合には、参考人（当事者以外の第三者）を審尋することができるものとする。

### 【説明】

枠内の案は、仲裁判断取消しの裁判は、確定判決と同一の効力を有する仲裁判断の帰趨を左右するものであるため、当事者の手続保障を徹底する見地から、当

事者の審尋を必要的なものとする趣旨である。

また、裁判所は、事案の内容に応じて、口頭弁論をすることも許容される（民事訴訟法第87条第1項参照）。

### 3 仲裁判断取消しの裁判の申立てを受けた裁判所のとり得る措置について

【参照】中間とりまとめ第1編第7〔4〕

モデル法第34条第4項

仲裁判断取消しの裁判の申立てを受けた裁判所が、取消原因があるとの心証に至った場合にとり得る措置について、どのように考えるか。

（A案）常に仲裁判断を取り消すものとする。

（B案）仲裁判断を取り消すこと以外に、裁判所が定める期間、裁判の手続を停止するなど、モデル法第34条第4項と同様の、又はこれに準ずる措置を設け、仲裁廷に取消原因を除去する等の機会を与えることができるものとする。

【説明】

意見結果においては、（A案）を支持する意見が約70パーセントを占めたが、裁判所がモデル法第34条第4項と同様の措置をとることができるようにすることが望ましいとの意見も若干出された。このような措置をとり得るとした場合、仲裁手続とのブリッジとなる仕組みを設けることが必要となるのではないかと、我が国の裁判制度の在り方に照らし、実効的な仕組みを設けることが可能かといった問題がある。

### 4 裁判所の決定に対する不服申立て等について

【参照】中間とりまとめ第1編第7

仲裁判断を取り消す旨の裁判又は取消しの申立てを却下する裁判に対しては、

即時抗告を認めるものとする。

【説明】

即時抗告期間については，なお検討する。

仲裁判断の承認及び執行について

1 仲裁判断の効力について

【参照】 中間とりまとめ第 1 編第 8，第 2 編第 2〔2〕

モデル法第 35 条第 1 項，ニューヨーク条約第 3 条

仲裁判断は，それがされた国のいかなる国を問わず，拘束力あるものとして承認され，裁判所に対する申立てにより，形式的要件（所定の書面による申立て）及び実質的要件（承認又は執行の拒否事由がないこと）を満たす場合には，執行されなければならないものとする。

【説明】

枠内の案は，仲裁判断の承認及び執行につき，モデル法第 35 条第 1 項の規律に従うものであり，意見結果においても，ほぼ異論がなかったところである。なお，内国仲裁判断については，別に，それが確定判決と同一の効力を有する旨の規定を置く予定である（公催仲裁法第 800 条参照）。

2 仲裁判断の執行許否の裁判の申立てについて

【参照】 中間とりまとめ第 1 編第 8

モデル法第 35 条第 2 項，ニューヨーク条約第 4 条

仲裁判断の執行許否の裁判の申立ては，書面で行うものとし，正当に認証された仲裁判断書の原本又は正当に証明されたその謄本を添付しなければならないものとする。

**【説明】**

- 1 枠内の案は、仲裁判断の執行許否の裁判の申立てにつき、書面により行うことを要件とすること、添付書類としては、仲裁判断書の原本又は正当に証明された謄本を要求し、仲裁契約の存在や効力について既に仲裁廷が判断していることから、仲裁契約書の原本又は謄本の提出を要しないこととするものである。この点については、意見結果においても賛成の意見が多数であった。
- 2 仲裁契約書の原本又は謄本の提出を要求しない点については、ニューヨーク条約第4条やモデル法第35条第2項の規律と異なるが、ニューヨーク条約やモデル法の要件を緩和するものであり、特段問題を生じないと考えられる。
- 3 仲裁判断の執行許否の裁判の係属中に仲裁判断取消しの裁判の申立てがされた場合の審理等について

**【参照】中間とりまとめ第1編第8**

仲裁判断の執行許否の裁判の申立人は、当該仲裁判断の取消し又はその効力の停止の申立てがされたときは、裁判所に対し、速やかにその旨を告げなければならないものとする。

**【説明】**

枠内の案は、仲裁判断の取消しの裁判及び執行許否の裁判において、取消原因又は拒否事由がある場合にも、裁判所の裁量的判断が許容されていることから、両裁判の不統一が生ずる事態を避け、判断の統一と仲裁判断の瑕疵をめぐる紛争の早期収拾を図る見地から、仲裁判断の執行許否の裁判が係属中に、仲裁判断取消しの裁判が申し立てられた場合に、当事者にその旨を通知すべき義務を課するものである。

- 4 仲裁判断の執行許否の裁判の中止等について

**【参照】中間とりまとめ第1編第8**



### モデル法第36条第2項，ニューヨーク条約第6条

執行許否の裁判の申立てを受けた裁判所は，仲裁判断がされた国又はその仲裁判断の基礎となった法令の属する国の裁判所その他権限のある機関に対し，仲裁判断の取消し又はその効力の停止が申し立てられた場合において，相当と認めるときは，期間を定めて執行許否の裁判手続を中止することができるものとする。この場合において，裁判所は，執行許否の裁判の申立人の申立てにより，相当な方法により担保を立てることを相手方に命ずることができるものとする。

#### 【説明】

枠内の案は，モデル法第36条第2項及びニューヨーク条約第6条にならい，他に仲裁判断取消しの裁判が係属している場合にとり得る措置として，期間を定めて執行許否の裁判手続を中止することができる旨及び裁判所は，承認及び執行の申立人の申立てにより，相当な方法により担保を立てることを相手方に命ずることができるとするものである。